

一般社団法人全国病児保育協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全国病児保育協議会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

- 2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することが出来る。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもの健康と成長・発達を守るため、病児保育事業の健全な発展、向上を期し、会員相互の支援、交流、連絡連携その他の当該会員に共通する利益を図るとともに、病児保育事業に関する協議、調査研究、安全対策、広報及び病児保育事業者の研鑽などを図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 全国研修会、地域別研修会などの開催
- (2) 病児保育に関するマニュアル、テキストなどの作成
- (3) 病児保育に関する機関誌、広報誌などの発行
- (4) 病児保育に関する調査研究、情報公開
- (5) 病児保育における資質向上のための研究
- (6) 病児保育における事故防止、安全対策の推進
- (7) 本会の事業に関わる倫理的事項の検討
- (8) 前各号の事業のほか、当法人の目的を達成するために必要な事業及びこれらに付帯関連する事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 施設会員

病児保育事業に従事し、本会の趣旨に賛同して入会した施設の代表者
あるいは管理者

- (2) 個人会員
病児保育事業に従事している者や、学術的な立場から病児保育に関連し、
本会の趣旨に賛同し入会した個人
- (3) 賛助会員
病児保育に関係する法人で、理事会の承認を得た者
- (4) 顧問
病児保育事業及び当法人の事業の発展に功績があり、その発展、推進に向
けて助言等を行う者で、理事会の指名を得て、総会で承認された者
- (5) 名誉会長
病児保育児事業及び当法人の事業に功績があり、理事会の指名を得て、総
会で承認された者
- (6) 名誉会員
病児保育児事業及び当法人の事業に功績があり、理事会の指名を得て、総
会で承認された者

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、顧問、名誉会長、名誉会員を除き、当法人
が定めるところにより入会届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、施設会員、個人会員、
及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び年会費を支払う義務を
負う。

(任意退会)

第8条 施設会員、個人会員及び賛助会員は、年会費等の債務を履行した上で、別に
定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会
員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年履行せず、かつ催告に応じないとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡又は、解散したとき

(代議員)

第11条 この法人に30人以上の代議員を置く。代議員とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上（以下「法人法」という。）の社員を意味する。

- 2 代議員は、施設会員による代議員選挙により選出する。代議員選挙に関する細則は別途、総会において定める。
- 3 施設会員は、第2項による一定の資格を満たした後、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 4 第2項の代議員選挙において、施設会員は代議員を選出する権利を有する。選挙権は別途定める通り、会費支払等の義務を満たした施設会員に付与される。
- 5 第2項の代議員選挙は4年に1度実施するものとし、代議員の任期は、選任後に行われる次期代議員選挙の後、初めて開かれる総会終了の時までとする。
- 6 代議員の再任はこれを妨げない。
- 7 代議員が、総会決議の取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。
- 8 施設会員は、次に掲げる代議員の権利を代議員と同様にこの法人に対して行使することができる。
 - (1) 定款の閲覧
 - (2) 代議員名簿の閲覧
 - (3) 総会議事録の閲覧
 - (4) 代議員の代理権証明書等の閲覧
 - (5) 電磁的方法による議決権行使記録の閲覧
 - (6) 計算書類等の閲覧

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、代議員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 代議員の解任
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 計算書類等の承認
- (6) 顧問、名誉会長及び名誉会員の承認
- (7) 会員の除名
- (8) 解散
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(代議員による招集の請求)

第16条 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長とする。ただし、臨時総会の議長はその総会に出席した代議員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の過半数が出席し、出席した代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名及び代議員の解任
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 法人の解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面決議等)

第20条 やむを得ない理由のために総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法によって表決し、又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上30名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 理事のうち複数名を副会長とする。
- 4 会長、副会長以外の理事のうち10名以内を常任理事とすることができる。
- 5 第2項の会長をもって一般社団法人法上の代表理事とし、第4項の常任理事をもって、同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、施設会員もしくは個人会員のうちから、総会の決議によって選任する。但し3名以内は非会員から選任することができる。

2 会長、副会長(複数名)及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は会長を補佐し、常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び常任理事は、自己の職務の執行の状況を毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務担当者に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(顧問、名誉会長、名誉会員の権限)

第26条 顧問は、総会並びに理事会、常任理事会に出席し、会長の指名により必要な助言を行うことができるが、議決権は有さない。

- 2 名誉会長は、総会、理事会に出席し、会長の指名により必要な助言を行うことができるが、議決権は有さない。
- 3 名誉会員は、総会、理事会に出席し、会長の指名により必要な助言を行うことができるが、議決権は有さない。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会には、顧問、名誉会長、名誉会員が出席することができる。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定められた副会長が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (4) 上記(2)及び(3)の各附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第8章 基金

(基金の拠出)

第37条 この法人は、社員または第三者に対し、法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の取扱い)

第38条 基金の募集、割当て、払込み等の手続き、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定めるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第39条 この法人は、定款第45条による解散の時まで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2 前項の規定に関わらず、この法人は、次条に定める基金の返還の手続きにより、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還の手続き)

第40条 基金の返還は、定時総会の決議に基づき、法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第2項の基金の返還の手続きについては、理事会の決議により定めるものとする。

第9章 常任理事会

(常任理事会)

- 第41条 この法人は、理事会が決議した業務執行に関する具体策の審議決定及び理事会の審議事項の検討等を目的に、理事会の決議により常任理事会を設置することが出来る。
- 2 常任理事会の構成、権限及び運営に関することは、理事会の決議により別に定める。
 - 3 常任理事会には監事、顧問が出席することができるが、議決権は有さない。

第10章 委員会

(委員会)

- 第42条 この法人は、理事会及び常任理事会が決議した業務執行を分担するために、理事会の決議により委員会を置くことが出来る。
- 2 委員会の構成、権限及び運営に関することは、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

- 第43条 この法人の事務を処理する為に、事務局を設置することが出来る。
- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。
 - 3 事務局職員の任免は、会長が行う。
 - 4 事務局業務の一部を外部の業者に委託することができるが、その場合は契約内容について理事会の承認を得なければならない。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

- 第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告)

第47条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

平成27年7月19日 総会決議により一部変更

令和3年7月31日 総会決議により一部変更